

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説明) 刑法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和32年10月国立市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和37年10月国立市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(国立市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 国立市職員退職手当支給条例(昭和43年6月国立市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項第1号及び第5項第2号、第12条の4の見出し及び同条第1項第1号、第12条の5第1項第1号並びに第12条の7第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(国立市消防団に関する条例の一部改正)

第4条 国立市消防団に関する条例(昭和59年12月国立市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(国立市ホテル建築規制に関する条例の一部改正)

第5条 国立市ホテル建築規制に関する条例(平成18年6月国立市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国立市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第6条 国立市行政不服審査法施行条例(平成28年3月国立市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国立市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 国立市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月国立市条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第8項及び第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例付則第5条第11項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用するときは、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。)は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した旧刑法第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）並びに第3条の規定による改正後の国立市職員退職手当支給条例第12条の3第1項及び第5項、第12条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第12条の7第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。